

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

木村ビル

埼玉県鴻巣市逆川二丁目二百十六番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動等の防止に努めること。周辺の生活環境を損なう場合は、速やかに対策を講じること。埼玉県生活環境保全条例第四十一条アイドリングストップの周知義務に関する指導等に該当する場合は、対策を講じること。
- (2) 地元関係団体と協力して地域の環境維持に努めること。

### 二 縦覧期間

平成二十七年十一月六日から平成二十七年十二月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター